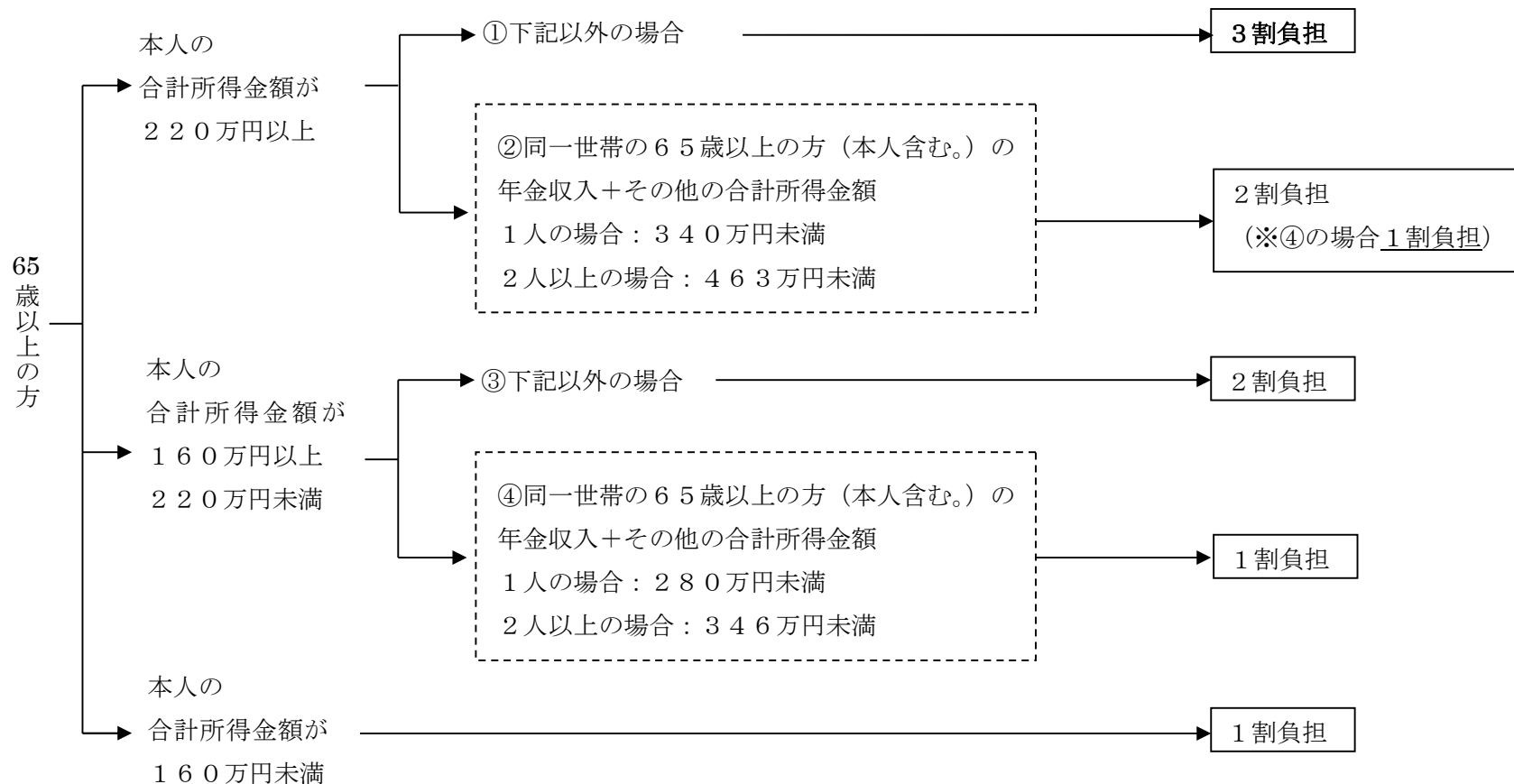


## 《介護サービス利用時の負担割合について》

総合事業の対象の方、要介護（支援）認定を受けているすべての方に「介護保険負担割合証」を交付します。

### ●利用者負担の判定の流れ



- 市民税の所得更正があった方、世帯の方に異動（転出入・転居・死亡等）があった方、65歳になった方等は、年度途中で負担割合が変更になる場合があります。
- 64歳以下の方、本人が市民税を課税されていない場合、生活保護を受給されている場合は、所得金額にかかわらず、1割負担となります。